

確認書類追加貼り付け用紙

▼確認書類貼り付けの際は、**重ならないように貼り付けてください。**

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

貼り付け位置

確認書類は両方とも必要です

①個人番号確認書類

下記いずれかのコピー

- ・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面

②本人確認書類

下記いずれかの顔写真付き書類のコピー

- ・マイナンバーカード(表面)

↓マイナンバーカードをお持ちでない場合↓

- ・マイナンバー通知カード

ご注意ください

通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。

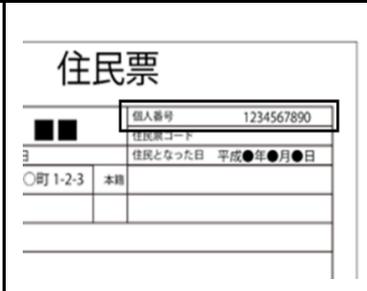
- ・個人番号が記載された住民票

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳(カード型)
- ・精神障害者保険福祉手帳
- ・療育手帳(カード型)
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

ご注意ください

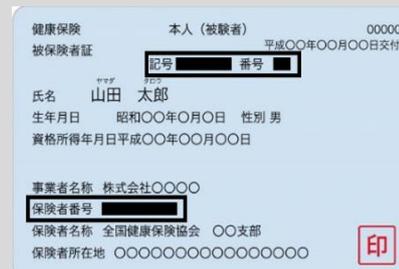
顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、**2種類以上**の本人確認書類が必要です。

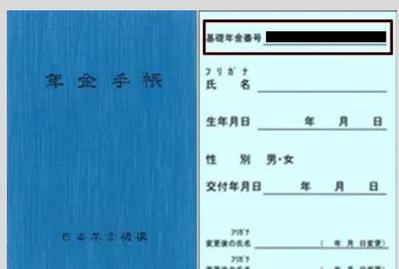
■個人番号の記載場所・各注意点 (…個人番号記載箇所)

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
 <p>▲表面</p> <p>▼裏面</p>	 <p>キトリ線</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>交付申請書(キトリ線より下部分)に記載の個人IDは個人番号ではありません。</p> </div>	
<p>個人番号は裏面に記載されています。 ※提出は両面が必要です。</p>	<p>通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。</p>	<p>自治体により書式が違います。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。</p>

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■被保険者証や、年金手帳の写しを送付される場合の注意点 (…塗り潰し必要箇所)





【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】
被保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】
基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

※ 寄附をした年の **翌年1月10日(必着)まで** にご提出ください。